

## 第8期 第1回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和3年7月9日（金）15：00～17：10

オンライン開催

### 次 第

- 1、開 会
- 2、議 題
  - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
  - (2) さいたま市地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組について
  - (3) 地域生活支援拠点について
  - (4) 地域部会について
  - (5) その他
- 3、閉 会

### 配布資料

- ①第1回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③【議題1】日中サービス支援型グループホーム資料
- ④【議題2-1】さいたま市地域自立支援協議会の概要
- ⑤【議題2-2】委員名簿
- ⑥【議題2-3】各専門部会の取組
- ⑦【議題3-1】地域生活支援拠点資料
- ⑧【議題3-2】さいたま市地域生活支援拠点事業実施要綱
- ⑨【議題3-3】地域生活支援拠点参考資料
- ⑩【議題4】令和2年度岩槻区地域部会報告資料・回答案

### 出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、加藤（シ）委員、加藤（美）委員、黒田委員  
遅塚会長、遠山委員、長岡委員、三石委員、山川委員、山口委員

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、星野課長補佐、林係長、小林主査、兵働主査  
利根澤主任、高橋主任、丸山主任、上原主事、近藤主事  
（障害政策課）竹内課長、増田課長補佐、大塚係長

(事務局)

**【開会】**

それでは定刻となりましたので「第 1 回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

障害支援課審査指定係長の林と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、第 8 期さいたま市地域自立支援協議会として、初めての会議でございますので、後ほど会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**【出席確認】**

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員 11 名、うち 1 名が遅参でいらっしゃるかと伺っております。過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第 26 条第 2 項の規定により本日の会議は成立いたします。

**【資料確認】**

次に、資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日の資料は、事前にメールでお送りいたしました 4 種類でございます。資料の不足等ございませんでしょうか。

1. 日中サービス支援型グループホームについて
2. さいたま市地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組について
3. 地域生活支援拠点について
4. 地域部会について                      の 4 つでございます。

**【資料の公開】**

審議に先立ちまして、委員名簿の公表について、委員の皆様のご了解を得たいと考えております。

本委員会はさいたま市情報公開条例第 23 条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録も作成し、公開となります。各区役所の情報公開コーナーにおいて、市民の閲覧に供することとなりますので、会議資料につきましても会議録に添付して公表したいと考えております。

資料にあります委員名簿をご覧ください。名簿の中には、氏名のほかに所属や役職の記載がございます。これにつきましては、個人の職業や活動に関する情報でありますので、内容に誤りがないかご確認をいただくとともに、この場で皆様のご了解を得たうえで公表したいと存じます。委員名簿の方はよろしいでしょうか。

～委員了承～

### 【傍聴許可】

続きまして、会議の傍聴についてですが、本日 11 名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を 11 名と定め、この方々につきまして傍聴を許可したいと存じます。なお、傍聴人につきましては、1つの会場でこの映像を見る形式で傍聴していただいております。

また、本日の議題 1、日中サービス支援型グループホームにつきましては、さいたま市情報公開条例第 7 条第 3 号に規定された特定の法人に関する情報及び法人を特定することができる情報を審議するため、非公開といたします。議題 1 に限り、傍聴室の映像を切らせていただきますのでご了承ください。

それでは本協議会の開会にあたりまして、障害支援課長の西淵からご挨拶を申し上げます。

～課長挨拶～

続きまして、委員の皆様方を紹介させていただきます。名簿順にお名前を読み上げますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

～委員挨拶～

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～事務局職員挨拶～

以上をもちまして、委員の皆様並びに事務局の紹介を終わらせていただきます。

さて、本日は、第 1 回目の協議会となりますので、会長が選出されておられません。さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第 24 条第 1 項に基づき、委員の皆様のご互選により会長及び副会長各 1 名を選出していただきたいと存じますが、どなたかご推薦がございましたら、挙手をしてご指名いただけないでしょうか。

はい、荒井委員。

(荒井委員)

前期のさいたま市の地域自立支援協議会の会長を務められ、さいたま市の障害福祉施策の経緯と現状をよくご存知である遅塚委員が会長に相応しいのではないかと存じますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま荒井委員から、会長に遅塚委員をとこの御発言がございましたが、委員の皆様い

かがでございましょうか。

ありがとうございます。皆様からのお声を頂戴しましたが、遅塚委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(遅塚委員)

はい、引き続きよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は遅塚委員にお願いをすることとしたいと存じます。遅塚会長よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

それでは、ここから議事進行を務めます。先ほど、会長及び副会長を各1名ずつ選出したいとお話がありました。副会長につきましても、どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

はい、荒井委員お願いします。

(荒井委員)

副会長につきましては、他市の協議会等、福祉事業に長年携わっている内田委員がふさわしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

(遅塚会長)

ありがとうございます。内田委員いかがでしょうか。

(内田委員)

はい、わかりました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。それでは内田委員に副会長をお願いいたします。

これから議事の方に入りますが、Web 会議、皆さんもお慣れの方多いかと思いますが、ご発言の方は挙手をなるべく目立つようにアピールしてください。それから、今日は盛り沢山で割と議事進行を急がざるを得ないので、発言のタイミングを逸してしまう方もいると思いますが、進んでいても構わずに「すみません、待ってください。」と言ってください。進行を急いでしまいますので、そのあたりよろしく願いいたします。それから、どんなに急いでも最終時間にきっちり終わるかどうかわからないので、もし次のご予定があって時間オーバーするとご都合が悪いという方は、退出していただいて構いませんので、よろしく

お願いいたします。

事務局にお願いですが、すみませんがご説明関係をなるべく手早く、可能な限りでお願いできればありがたいと思います。

それでは議題1「日中サービス支援型グループホームについて」ご説明お願いいたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例  
第7条第3号に規定された特定の法人に関する情報及び  
法人を特定することができる情報を審議するため、  
会議録を非公開と致します。

(事務局)

はい。議題2についてご説明をいたします。

**【さいたま市地域自立支援協議会の概要】**

まず、「さいたま市地域自立支援協議会の概要」の資料をご覧ください。

本市の地域自立支援協議会は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「誰も共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」に基づき、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備、障害者の地域における自立した生活の支援に関する事項を調査審議する場として、平成19年から設置されております。

今年度の協議会体制につきましては、お手元にある資料の1枚目の下にあるイメージ図をご覧ください。本市の協議会は、本協議会と4つの専門部会で構成されております。4つの専門部会は、イメージ図の枠の中に内容を記載しております。まず左上から、精神障害者の地域移行や地域定着の調査審議を行う「地域生活支援部会」、その右の、障害者虐待に関する支援の調査審議を行う「障害者虐待防止部会」、左下、障害者相談支援体制の調査審議を行う「相談支援部会」、その右の、障害児に関する支援の調査審議を行う「子ども部会」以上4つがございます。各専門部会の取り組みについては、この後ご説明させていただきます。

また、令和元年度から、区における課題抽出・地域におけるネットワーク強化に向けた取り組みとして「地域部会」の設置を開始しております。現在岩槻区と中央区にございますが、順次各区への設置を進めております。

次のお手元の資料のページから、協議会の設置に関する根拠法令等を載せております。また、別途エクセルの資料に、本協議会及び各専門部会の委員名簿を載せておりますので後ほどご覧ください。地域自立支援協議会の概要についての説明は以上です。

**【地域生活支援部会】**

続いて、「各専門部会の取組について」ご説明いたします。

まず、「地域生活支援部会」の資料をご覧ください。

令和2年度第1回の地域生活支援部会は、アウトリーチモデル事業および精神障害者の家族支援について協議を行いました。資料のイメージ図のとおり、アウトリーチモデル事業は保健・医療・福祉の協力連携機関による多職種チームが対象者への訪問支援を行う事業内容となっております。令和2年度は、平成31年度に引き続いて見沼区と緑区において事業を実施しており、実施状況の報告を行いました。精神障害者の家族支援については、従来から家族教室を実施しておりますが、他市の事例紹介として保健所精神保健課から仙台市における家族支援についての調査報告が行われました。

第2回の地域生活支援部会は、再度の緊急事態宣言発出に伴って、書面形式で会議を開催し、アウトリーチ事業の年度報告を行いました。

また、令和3年度の取組として事業実施区を段階的に拡大することについての報告を行

いました。地域生活支援部会からの報告は以上です。

#### 【障害者虐待防止部会】

続いて、「障害者虐待防止部会」の資料をご覧ください。

昨年度第1回目の障害者虐待防止部会では、障害者虐待の事例検討を行いました。新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響で、障害福祉サービス事業所の利用が減少し、障害者の在宅時間が長くなっている現状から、家庭内虐待やひきこもりが増加しているのではないかと考え、区役所支援課と支援センターが把握している事例について共有いたしました。コロナ禍において、障害福祉サービスや公共施設の利用ができず、障害者本人の外出する機会がなくなったことによるトラブルの事案や、支援機関からの介入ができず、家庭内の情報も外に出ないため、状況把握をしにくくなった事案等が挙げられました。

第2回目の部会では、「障害者緊急一時保護等事業の拡大」についてご報告いたしました。この事業は元々、虐待発生時の緊急保護を目的としておりましたが、令和3年度から地域生活支援拠点の機能の強化として、「介護者の急用・急病の際の緊急受入れ」や「体験利用」としての活用を可能としております。

今年度の部会では、拡大する本事業の効果的な活用方法について、コーディネーター連絡会議等と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。また、拡大に伴い、「さいたま市障害者相談支援指針」の内容に変更が生じておりますので、指針の改定を検討しております。障害者虐待防止部会からの報告は以上です。

#### 【相談支援部会】

続いて、「相談支援部会」の資料をご覧ください。

令和2年度第1回の相談支援部会においては、「次期障害者総合支援計画に関連して基幹相談支援センターおよび地域部会について」、「障害者生活支援センター運営法人選定について」、「地域生活支援拠点について」、「児童期の相談支援について」検討を行いました。検討内容については、記載のとおりとなっております。

第2回の相談支援部会においては、障害者生活支援センター運営法人選定についてプロポーザルの結果報告を行いました。地域生活支援拠点については、今後の方針について検討を行いました。

また、今年度につきましては、引き続き計画相談に関する検討や、児童期の相談支援についての実態把握を進めたいと考えております。相談支援部会からの報告は以上です。

#### 【子ども部会】

続いて、「子ども部会」の資料をご覧ください。

第1回目の子どもの部会では、令和元年度に実施した医療的ケア児実態調査のアンケート結果についてご報告いたしました。アンケートの概要につきましては以前もご報告させていただきましたが、調査対象者は、各特別支援学校に在籍しているさいたま市在住の小学部

から高等部の生徒の保護者です。令和2年1月から2月にかけて調査を実施し、アンケート送付件数1400件のうち、448件の回答がありました。そのうち67件が、医療的ケア児に該当するものと思われます。子ども部会では、この67件について集計したものをご報告いたしました。委員の皆さまからは、医療的ケアに関する施設や支援方法等の情報把握の偏りがある、情報の周知や、既存の施設・支援方法を使ってもらおう働きかけを行っていく必要がある、などのご意見をいただきました。

第2回目の部会は、岩槻区に設置予定の新たな療育センターについて、総合療育センターひまわり学園所長でいらっしゃった吉野委員からご説明をいただきました。委員の皆さまからも、今後、正式に決定され次第、特別支援学校の保護者等にお知らせしていきたいとのご意見をいただいております。

第2回目の部会ではオンラインの都合上、医療的ケア児アンケートに関する意見交換等ができませんでしたので、今年度も引き続き、本市の現状課題やニーズについて分析するとともに、今後の医療的ケア児の支援方法について検討を進めてまいりたいと考えております。子ども部会からの報告は以上です。

議題2「地域自立支援協議会の概要・各専門部会の取組について」のご説明は以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局からの報告に関しまして確認したいことはございますか。特に新しく委員に入られた職安の加藤委員、遠山委員から何かあればご指摘いただければ。

よろしいですか。皆さんも思い付いたら後でも構いませんので手を挙げていただければと思います。では、事務局の報告に関しましては以上といたしまして、議題3に移りたいと思います。

(事務局)

はい、議題3「地域生活支援拠点について」事務局の方から説明させていただきます。

3月に開催されました第6回さいたま市地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点として位置づけられた事業所は、関連の加算の算定が可能となるため、要綱を制定し地域生活支援拠点への登録を受け付けることを検討しているとご説明いたしましたが、令和3年7月1日付けで資料2ページ以降のとおり要綱を制定いたしましたので、ご報告いたします。

まず、要綱の説明の前に、簡単に地域生活支援拠点についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。こちらは、国の地域生活支援拠点パンフレットから多機能拠点整備型と面的整備型についての説明ページを抜粋したものです。資料左上、地域生活支援拠点等の整備についての説明部分をご覧ください。「地域生活支援拠点は、障害者の重

度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものとされています。地域生活支援拠点の整備手法については、資料左下のイメージ図をご覧ください。入所施設等の拠点施設を中心に機能整備を図る「多機能拠点整備型」と既存の事業所やサービスのネットワークを強化して機能整備を図る「面的整備型」が国から示されています。本市においては、これまで協議を重ね、面的整備型を採用することとしております。簡単ではありますが、以上が地域生活支援拠点の説明となります。

次に、今回制定しました要綱についてご説明いたします。

資料 2 ページをご覧ください。まず、地域生活支援拠点として登録するためには第 2 条に規定されている 5 つの機能のうち、(5)「地域の体制づくり」を担っている事業所である必要があります。本市では地域の体制づくりを担っているのは各区の地域部会であると認識しているため、地域部会に参画している事業所が拠点事業所への登録対象となります。

それでは、今回の要綱の中心的な部分である第 7 条に規定されている拠点事業所として登録されるまでの手順についてご説明いたします。

まず、第 1 項ですが、拠点事業所への登録を希望する事業所につきましては、事業所が所在する区もしくは拠点事業を実施する区の基幹相談支援センターを通じて、当該事業所が担う拠点の機能についてさいたま市地域自立支援協議会へ報告し、評価を受けていただきます。基幹相談支援センターが協議会へ報告する内容としましては、①登録を希望している事業所名②当該事業所が行っている障害福祉サービスの種別③拠点で担う役割（5 つのうちどれに該当するのか）及びサービスの種別ごとに地域部会での役割等についてご報告いただければと考えております。

次に第 2 項ですが、協議会への報告後、基幹相談支援センターから各事業所に結果を報告していただき、評価を受けた事業所は、6 ページの「さいたま市地域生活支援拠点事業所登録申請書（様式第 1 号）」に 7 ページの「法人代表者等名簿及び誓約書（様式第 2 号）」及び運営規定を添えて市長へ申請していただきます。続いて第 4 項ですが、市長はその内容を審査し、登録の適否を決定し、8 ページの「さいたま市地域生活支援拠点事業所登録決定通知書（様式第 3 号）」により各事業所に通知します。

以上が大まかな登録手続きの流れとなります。令和 3 年 4 月の報酬改定に伴い、各事業所には出来るだけ早く地域生活支援拠点に係る加算の算定を可能にしたいという思いから要綱を策定いたしました。基幹相談支援センターからは事前に業務内容や運用方法についての説明がなく、現時点での運用は困難であるとの意見も伺っております。

今回、運用方法をご説明させていただきましたが、実際の運用につきましては、各部会などからの意見を伺いながら、要綱の見直しも含めて検討してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。確認ですが、今日の議題は、今回制定された要綱の説明と内容についての質疑ということですのでよろしいわけですね。

(事務局)

はい。

(遅塚会長)

はい、わかりました。

それではただいま事務局からご説明のありました、今回制定された要綱の内容や手続き等についてご質問やご意見があれば承りたいと思います。

(内田委員)

要綱を読ませていただいたのですが、加算の為の登録手続きというだけで言えば、行政的にはこういうものが必要なのだろうと思いますが、地域生活支援拠点が今後どのように役割や機能を果たしていくか、さいたま市特有の問題をどのように解決していくか、最終的にはさいたま市全体としての仕組みをどう作って運用していくかについては、もっと現場の意見や協議会の意見を入れていただきたいなと思っています。

それから単純な話になるのですが、うちも法人で話していて、緑区には基幹もないし地域部会もないですから、私どもは参入できないのかなど。加算はいらないから勝手にやっちゃおうとか、今の緊急一時保護などを使っていけば、緊急対応は今までもしてきているわけですので、そういう形で役割を果たせるのかなとか。分からないことがたくさんあるのですよね。登録をすれば、それなりに役割を果たさなければいけないわけですし。

経営上は加算があった方が助かるのですが、それだけの問題ではなくて、登録した以上きちんと役割を果たしているとか、或いはそのさいたま市は規模の大きな街なので、その巨大な街の支援の仕組みをどう作っていくとか、それから各区の事情もありますよね。

私どもは緑区なので、なるべく緑区の在宅の方の支援を念頭に置くのですが、例えば浦和区や見沼区など、場所によっては社会資源があまりないところもありますけどね。そういうところのカバーもしなくてはいけないかなと考えているんですよ。ただそれが常に漠然としていて、仕組みのイメージが作れないです。だからある意味、勝手に法人でやろうよと。もし登録できなかつたら加算を諦めてしまえばいいのではと、昨日今日幹部職員と話している状態です。

役所的にはこういう要綱がないとやりづらいということは良く分かります。ただ、コーディネート連絡会議や協議会や部会が色々ありますので、もう少しイメージの肉付けができれば。特に区を跨ぐ調整ですね。区を跨ぐ調整はこのようにしますとは書けないと思いますが、その辺については協議会等で継続審議しますとか、そういうようなことでもいい

と思うんです。ただ単に登録して加算もらえばいいという単純な話ではないように思っているので、イメージが固まってくるといいかなと思います。

おそらく、実際に相談で走り回っている人達からしてみれば、どこが着地点なのかということがものすごく気になると思うんですね。せっかく作ったのですから、今後色々な意見を取り入れて使えるような形にしていければいいと思います。以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。加算の手続きとしてはこれでいいとして、でも実際に拠点事業を実質的に運営していくにあたっては、もっと色々な人のイメージから、機能する仕組みを作らなければいけないのではないかな。さいたま市の場合には区ごとの話がありますし、特に今回の加算をもらう要綱では区を単位に考えているので、その辺と拠点事業の整合性をしっかり考えなければならないというご意見として承りました。

他にもご意見があればお伺いしたいと思いますがいかがでございましょうか。

(三石委員)

要綱の方は、コーディネーター連絡会議の方でも事前に担当課に申し入れをしているところです。要綱第7条に、基幹相談支援センターが拠点事業所の取りまとめをし、自立支援協議会への報告と評価を受けるものとするというような文言がありますが、ぜひこの要綱の中身を見直してもらいたいという意見があります。そもそも基幹相談支援センターは、取りまとめをしたり評価報告をしたりする権限を持っていないのと、これらの根拠が不明確な中で基幹の取りまとめの役割が要綱で規定されることによって、基幹の役割が歪むのではないかという危機感を抱いているということが、現場の支援センターの大きな共通認識になっています。ですから、拠点事業の申請や取りまとめ、登録の流れ等、ぜひ要綱の見直しを含めて検討していただきたいです。

また、今内田委員の話聞きながら、やはり拠点事業はまだ議論がし尽くされていないなと思いました。自立支援協議会でもまだ共通イメージ、共通基盤ができていないですし、全市的にどういった事業を面的整備でしていくのかという議論ができていないこともあります。

ただ、説明を受けて、5つの機能はどれもとても重要な機能だと改めて思うので、やはり専門部会やコーディネーター連絡会議を機会と捉えて議論をして、内実を作るのに相応しい要綱を作成していくべきではないかと思っています。その辺はぜひ検討いただきたいと思っています。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。一つは、事業所が加算を取れるようにする流れの中での基幹相談支援センターの位置付けというものについて、もう少し議論した方がいいというこ

と。あともう一つは、拠点事業についてもまだ全員が同じイメージで動いているとは思えないので、何らかの場を設けて議論をしっかりとしていきたいということ。そういうお話だったかと思います。

今のご意見としては、三石委員からあったように、この流れについての基幹の位置付けと、ここで果たす役割との関係が不明瞭ではないかというご指摘です。それともう一つは内田委員も共通で、拠点事業についてはみんなで議論をして方向性を出していった上で一つずつ進めないはずではないかというご指摘です。

この2点についてももしお答えできる部分があれば、今事務局にお話をいただければと思いますが、いかがでしょう。

(事務局)

はい、まず要綱の実際の運用の件ですが、先ほどの説明と重ね重ねになりますけれども、実際の運用につきましては、各部会等から意見を頂戴しながら要綱の見直しも含めて検討し、皆様が運用しやすい形にして参りたいと事務局としては考えております。

また、今回の要綱は加算についてでございますけれども、内田委員や三石委員からご助言をいただいたとおり、地域生活支援拠点の実際の組み立てにつきましては色々不明瞭なところや組み立て不足のところがあるかと思っておりますので、より実効性がある体制になるように、今後も相談支援部会等におきまして、検討を積み重ねて、より良いものにして参りたいと考えております。以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。

内田委員、三石委員、追加で何かあればお願いします。

(三石委員)

運用面に関しては部会とも議論をしながらというお話がありましたが、基幹センター自体3区にしかできていないことと、拠点事業の地域の体制づくりが地域部会の果たす役割だということですが、その地域部会も2区しかないということがあります。

やはり基幹相談支援センターが地域で果たすべき役割は、障害のある方の暮らしにどのような課題があるのか、課題を解決するためには、どのような社会資源・ネットワークの課題があるのか、その課題解決に向けてどのように現場で動くのかということだと思いますので、その中に加算を取るための手続きに関する役割を入れ込むのは矛盾が生じるということを改めて付け加えておきたいです。

それから、地域づくりに関して、拠点事業が参加していることが大事だということは良く分かるのですが、拠点事業が面的整備で、各区の社会資源もまばらです。地域部会の作られ方も、例えば岩槻区地域部会の作られ方と中央区地域部会の作られ方にはそれぞれその区の特徴が根っこにあり、オリジナリティのある取り組みになっているので、一概に地域の体

制づくりに参画することが要件などという簡単な要件にはなり得ないのが、今のさいたま市の現状かなと思います。仕組みづくりの過渡期でもあるので、要綱含めて慎重に議論をしていくべきではないかと改めて思い、付け加えさせていただきました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

事務局からのご説明の中の、地域部会に参画している事業所が拠点事業所の登録対象というところですが、参画というのは具体的にどういう状態なのかが実質的に一番大事だと思います。

それこそ内田委員のところのような事業所は、緊急事態で誰か困った人が掛け込めば何とかしてくれたりするわけで、それはある意味拠点事業をやっているようなものだと確かに思います。

ただ、なぜ国がこういう仕組みを作ったのか考えると、やはり一般の事業所だと、困った人を何とかしようとは思っているけれど、丸投げされて皆が逃げてしまうのが嫌だと思うんです。とりあえず引き受けてくれたらいいかと、極端に言えば行政も相談も他の類似事業所も皆手を引いてしまって全部自分たちがやらなくてはいけなくなるのが怖いから、困ったことがあってもなかなか先に手を挙げるのが難しいのかと思うんです。

そういう意味でも拠点事業は、こういうことが起こったら、どこの事業所が何の役割をして、どこがフォローをしてと、一つの事業所に負担が掛からないような体制を皆で事前に話し合っておくものだと私は思っています。できれば今支援を受けてないような人の掘り起こしもしながら、その人たちに何かがあったらどうするか役割分担しておくことで、皆がそれぞれの役割を果たすような体制を作ることが私は大事だと思っています。

参画しているというのは、そういう話し合いに一緒に入って来て、自分はこれをやると言ってくれたら 100 点満点で拠点に入っていると言えると思いますが、多分そこまで持つていくには時間がかかります。ですから、すぐ加算が欲しいという事業所が現れた場合に、どのレベルで OK とするか非常に複雑な話だと思っています。

そういうことも含めて、どういう関わりをするべきかということです。ご意見をいただいたお二方で共通していて、事務局からもお話がありましたけれど、WG のような形で、ざっくばらんに皆の思いなどを話し合っていないとなかなか議論が深まらないところもあるかと思うので、そういう場を何らかの形で設定していただければと思います。この協議会だけでは年に数回しかないので、議論が深まらないと思いますので。

少し長くなりましたが、皆様どうでしょうか。ご意見或いはご質問ありましたらお願いします。長岡委員お願いします。

(長岡委員)

はい、私もできるだけ具体的な進め方を、どこかのタイミングで提示していただければと

思います。

今、相談や地域部会の話もありましたけれど、地域の中での事業所の役割分担があつての面的整備ということになると思います。ある意味、事業所をどう巻き込んでいくかということに戦略が必要なのかなと思うんです。相談と事業所の関係性が大切になると思います。相談の立場からすると、事業所の評価というのは具体的にはどういうことか、不安な声が出てくると思います。ですから、ただ評価と書かれていますが、遅塚会長がおっしゃったように、しっかり役割を担ってくればそれでいいということなのであれば、やはりそれに相応しい表現にさせていただきだけでも全然違うかなと思います。

それから、さいたま市では面的整備を行うということは、今回の資料にも明記してあると思いますが、なぜ面的整備にするのかということの共有を、私たちの中でも十分にできているのだろうかと思います。

私も相談支援部会や本協議会でもお話ししてきましたけれど、他県を見るとやはり緊急時の受け入れなど、拠点になった事業所だけが頑張っていました。その事業所の見学に行った時にはやはりかなり疲弊している様子だったことが非常に印象に残っています。そういう意味では、面的整備というのは、要は皆でそれぞれ役割を持ってやっていきたいと思います。ということなのだと思いますが、それをどういう表現にするかが大切だと思います。

さいたま市はネットワーク作りに力を入れてきたから、そこを生かした面的整備にしましょうという認識もあれば、都市型で、大きな法人や団体よりも小さい団体がたくさんあるから、そういうところが力を合わせていくような面的整備が良いという認識もあるでしょうし。意味を一つ一つ確認していかないと、ちょっとした言葉や概念の食い違いが生じていくような気がするので、ポイントとなる言葉については、事務局なのか協議のプロセスなのか、確認していく作業もぜひお願いしたいと思います。以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

この地域自立支援協議会において事業所を評価するということになってはいますが、評価とは何かしっかり事前に話し合っておかないと、何を評価するのか分からなくなってしまふでしょうし、評価のポイントは拠点事業が目指すものや面的整備を行う意義に関係してくるので、表現や内容を皆で検討した上で、それに相応しい表現をできれば要綱などに反映させていただけると嬉しいというようなご発言だったかと思います。

事務局の方に色々なご意見をいただきましたけれど、やはりまだまだ皆で考えようということが共通していると思います。今までは拠点については相談支援部会の中でやってきたかと思いますが、部会でもWGでも、どちらかと言えばWGの方が良いかもしれませんが、色々な関係者もいらっしゃいますし、そういう場を設けて、皆さんのご意見を擦り合わせながら進めていく方がより良い事業展開ができそうな印象を強く受けました。いかがでしょうか。

(事務局)

各委員からのご助言ありがとうございます。WG等につきましても、ぜひ検討させていただきたいと考えておりますので、その時はご協力のほどよろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

あと内田委員から最初にご指摘のあった部分で、やはり10区に分かれている大きい市では、どこまで実質的に他区の地域部会に参画して、具体的な協力関係について同じ場で議論できるか等、難しいことがあるかと思えます。各部会から見ると、全市のことはなかなか口を出しづらいところもありますし、ぜひそのあたりは市中心でまた議論をしていかなければいけないかと思えます。

それでは、ご質問は後でもまた受け付けますので、とりあえずここで切ります。我々の総意として、なるべく皆でぎっくばらんに話せる機会を設けていただきたいということがありまして、それについて事務局からはぜひ検討したいということでしたので、次に進みたいと思えますがよろしいでしょうか。

では、議題4「地域部会について」事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

障害支援課の小林でございます。

私の方からは、議題4「地域部会について」ご説明させていただきます。

まず今年度の目標ですが、新たに一区において、地域部会を設置することになっておりますので、現在目標達成に向けて、各区の支援課や障害者生活支援センターと協議を進めております。

続きまして、資料4-1をご覧ください。

こちらは、令和3年3月12日に開催した、第7期第6回地域自立支援協議会の場で、岩槻区地域部会にご用意いただいた資料になります。1、2ページで、主に活動の概要をまとめていただきました。そして、3、4ページで、岩槻区地域部会でなされた議論を通して、岩槻区でできることと、さいたま市自立支援協議会で取り組むべき課題をまとめていただき、5ページ目で、自立支援協議会に対する5つのご意見をご説明いただきました。本日は、いただいたご意見に対し、事務局としての回答案を作成いたしましたので、皆様のご意見を伺いたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは資料の4-2をご覧ください。初めに、①新型コロナウイルス対策についてです。いただいたご意見と、それに対する回答案を読ませていただきます。

**【①新型コロナウイルス対策について（情報共有の場合など）】**

障害のある人が感染した場合、どのようなリスクがあるのか、保健所、保健福祉部局、施設、相談などの情報共有の場が必要です。共有の場を設けていただけるようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス以外にも大規模災害への対策は、行政の分野領域を越えた連携が必要です。障害支援課が窓口となっていただけるようお願いいたします。

（回答案）

これに対する回答案ですが、各事業所におかれましては、関係機関が提供する最新情報の収集に努められていることと思います。

情報共有の場が必要とのことですが、日々感染状況が変化する中で、その都度、必要な情報を有する関係者を集め、特定の共有の場を設けることは非常に難しいのが現状です。

障害支援課では、状況に応じ、関係機関からの情報収集に努め、事業者等と情報共有し、障害以外の部署との協議が円滑に進むようできる範囲で協力して参ります。

とさせていただきます。

**【①新型コロナウイルス対策について（初動の相談・対応の流れ）】**

北区の取り組み例から、初動の段階での基本的な相談・対応の流れ（フロー）がある程度決まっていることで、現場の対応が円滑になると思われまます。障害福祉サービス事業所での新型コロナウイルス発生状況についても、定期発信・注意喚起があると、対策が立てやすく大変助かります。

（回答案）

これに対する回答案ですが、こちらの地域自立支援協議会にお諮りする前に、8月31日に予定されている相談支援部会場で、もう少し皆さんのご意見を伺った上で案を検討し、改めて本協議会に諮らせていただきたいと思いますと考えております。

**【①新型コロナウイルス対策について（ワクチン接種）】**

障害者施設の入所者も、高齢者施設同様のリスクがあり、優先接種できるように担当部署に依頼してください。

また、居宅介護ヘルパー、入所施設職員についても感染拡大リスクが高く、早期に接種する必要が高いことを共有し、伝えてください。入所施設の障害者の接種方法については、集団で接種環境に行くのは困難なため、方法について検討していただければと思います。

（回答案）

これに対する回答案ですが、国は、重症化のリスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは、医療従事者等への接種、次に高齢者（65歳以上想定）、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方々、その後、それ以外の方々に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種することとしています。

障害支援課では、ワクチン接種のスケジュール管理などを担う新型コロナウイルスワク

チン対策室と協議を進め、精神障害者保健福祉手帳や療育手帳を所持している方など、基礎疾患の定義に含まれる方々について、6月29日からワクチン接種の先行予約ができるようになりました。また、7月1日から、障害者福祉施設等に従事する職員の方々について、ワクチンの先行予約ができることになりました。

さらに、入所系施設の利用者及び職員の方々につきましては、施設内での集団接種もできるよう調整を進めております。

最後の集団接種に関する一文ですけれども、皆様に資料をお送りしました7月5日の時点では調整を進めている段階でしたが、その後7月7日に調整が済みまして、正式に通知を発送することができましたので、最後の文章は、「施設内での集団接種もできることとし、7月7日付けで通知を発送いたしました」という内容に修正させていただきます。

### 【②地域生活支援拠点】

岩槻では地域部会ができ、生活支援拠点の話し合いの土台ができてきていますが、区で取り組む部分と、さいたま市で取り組む部分と整理していかないと、実行性が伴わなくなると思われます。潜在的にリスクがある人を把握すること、相談・支援のルートなど、全体的に定めていくことが必要です。入所施設ヘルパー、様々な事業所が理解、協力してくれるような連携・協議の場が必要です。

(回答案)

こちらにつきましても、自立支援協議会にお諮りする前に、8月31日に予定されている相談支援部会場で皆様の意見を伺って、練り直しまして、改めて本協議会に諮らせていただきたいと考えております。

### 【③相談支援専門員、事業所の不足】

計画相談の需要に対し、相談支援専門員や事業所が大きく不足しています。このままでは、利用したいと希望される方が、計画相談を利用できなくなります。早急に対応策を検討していただければと思います。

(回答案)

相談支援事業所やサービス管理責任者については、既定の研修を終了することがその要件とされており、その研修の実施主体は都道府県または都道府県知事の指定した研修事業所とされています。

実施主体である埼玉県に対し、研修回数や定員について問い合わせたところ、講師不足等の理由で研修の拡大は難しいとのことでした。なお、相談支援事業所については、障害福祉サービスの指定申請をする事業所に対して、あわせて相談支援事業所の申請の検討を促すなどしております。引き続き、相談支援専門員や事業所の不足が解消できるよう、協議会等の皆様と一緒に取り組んで参ります。

とさせていただきます。事務局の回答案は以上になります。

8月31日の相談支援部会でお諮りする二問を加え、自立支援協議会としての正式な回答がまとまりましたら、岩槻区地域部会に対して、書面でお答えしたいと考えております。それではご意見をよろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。

自立支援協議会には出されていて、自立支援協議会からの正式回答というのも間違いではないけれど、あくまで受けて回答する主体は市で、市の責任での回答かと思しますので、市の回答内容についてご意見等あれば今承るということでもよろしいかと思ます。

それから、岩槻の地域部会から出されているご意見ですけれど、今日は岩槻の地域部会の方のご出席はないですか。

(事務局)

本日は出席いただいておりません。

(遅塚会長)

わかりました。それでは皆様、事務局からご説明がありました回答案につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

(加藤(シ)委員)

意見ではないですけれども、ワクチン接種のことで少し残念でした。一生懸命、障害者も基礎疾患の枠に入れていただいたのですが、ただ、接種券を申請しないともらえないやり方なんですよね。なぜ障害者全員に接種券を送ってくれなかったのかと思いました。接種券もWebでないと申し込めなくて、できない人の分は育成会の理事達の手伝っていました。

障害者も打てましたし有難かったのですが、色々お忙しい事情があったのでしょうか、そこが少し残念だったかなと思っています。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

障害支援課の方ではなかなか回答できる部分ではないと思ますけれども、実際に動いている部署にこういう意見が集中してしまうとその部署も大変ですので、できれば障害支援課の方から、知的障害のある方はWebのみでは厳しいこともあるので、ぜひご配慮願いたいという意見が協議会の場で寄せられましたとお伝えいただければありがたいと思ます。

事務局の方で何かありますか。

(事務局)

加藤委員からご意見がありました障害のある方への配布の件につきまして、現状、配布するというのは諸事情によりなかなか難しいということでもありますけれども、いただいたご意見につきましては、通常業務の中でも保健所とのやりとり等がございますので、その際の情報交換等の中で、できる範囲で伝えて参りたいと考えております。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございます。

障害者の方の住所や氏名等、特定のデータは支援課しか持っていないので、やることになると障害支援課さんに話が回ってくるかと思いますが、ぜひ前向きによりしくお願いします。

一つだけ私もお聞きしたいことがありましてすみません。障害者福祉施設等の職員の優先接種という言い方だったのですが、施設等の職員の範囲はどの辺なのでしょう。例えば、現場で不安を感じていらっしゃるホームヘルプサービスの事業所等もあると思いますが、その辺りも含む言葉なのかどうか聞きたいのですが、よろしいですか。

(事務局)

まず基本的な考え方として、今回の優先接種の障害者福祉施設等従事者の範囲でございますけれども、市の障害支援課で許認可等の権限が及ぶ施設等と考えております。

ですから、もちろん国レベルで定める障害福祉サービスという範疇も入りますけれども、市町村が行っているとされる地域活動支援センターや、市で行っている生活ホーム、或いは生活サポートも含まれると考えております。以上でございます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。全部入るということで安心しました。

皆様いかがでしょうか。山口委員お願いします。

(山口委員)

今回のコロナの件で、障害支援課や保健所からの情報がステップアップしていています。基礎疾患の人も従事者も先行予約ができるが接種券がこないと駄目だとか。また、その前にもグループホーム関係はアンケート調査があったので、受けられるだろうと思っていたらしばらく音沙汰がなくなってしまって。そうしたら今回は接種券が来なくてもワクチンを打てるというご案内を急遽いただきました。

そこで昨日から私たちも医療機関と折衝をして、やっと17人にワクチンが打てることになりまして、そういう必死な動きをさせていただいております。

ただ、ここまで来ると一般の方たちにも接種券がほとんど来ている時期になっていて、障

害のある方達が優先的にワクチンの接種ができるというレベルではないなと思いました。今回色々な情報でウロウロして、最終的にはワクチンが打てるという段階に来ましたが、早いとは言えなかったなど。

コロナにかかったら命に関わるだろうと思うような重症の障害のある方たちがグループホームにいる中で、一般の40代ぐらいの人も接種対象になるような時期に来ていますから、その人達が上手くスマホで予約を取れたら、接種時期としては変わらないなという印象を受けました。

こういうことは一般的な世の中にあることでしょうけれど、高齢者施設の従事者は随分早い段階に20代で接種しているのですよね。この違いは何なのかと。高齢者が打たないと先に進まないと言いながら、高齢者施設の従事者は、ほとんど打ち終わっているのですよね。

これから私たちは通所施設の職員と利用者も打たないといけないと思います。グループホームの利用者がワクチンを打ったとしても、日中の活動場所に通うので、やはり皆さんが同じ時期に接種できる環境を作っていかなければ、なかなか難しい問題なのだろうなと思います。できれば通所も含めて同じような形でワクチン接種を進めさせていただけたらなと思いますので、ぜひその辺りのご検討をお願いしたいです。

もう一つ、地域生活支援拠点の件です。

相談関係の方達の間ではそういう話がたくさん出ていて、課題も見えてきていると思うのですが、地域にある私たちのような小さな事業所では、今回の国の流れも含めて、地域生活支援拠点とは何なのか、困ってはいるけれどもどういう仕組みなのか知っているところは少ないと思います。随分前から説明会はありましたが、イメージがつかないので分からないという事業所がたくさんいることは事実だと思います。

それから、私たちも地域で協力し合って、ネットワークでやりたいとは思っています。ただ、今相談支援専門員が不足していると言うけれど、小さな事業所ではグループホームの職員も日中の職員も不足していて、自分たちの事業が潰れないように、前に進める以前に支えることで精一杯になってしまっているという悲惨な状態があります。

ですから、まずは各事業所の運営を安定させて、お互いに協力し合うという形を作って考えていただかないと、なかなかそこまで気が回らないというお怒りの声を聞くことが多いです。その2点お願いしたいと思います。以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

いつも高齢者が先で障害者は後から、というのはなぜでしょうね。我々自身の中にも、いつもだから、つい半分諦めの感じがありましたが、障害のある方は本当に高齢の方に負けず劣らずリスクがあります。特に知的障害の入所関係はやはり感染をするリスクが非常に高い状態で一緒に暮らしておられるわけですから。今回も障害支援課に頑張っていたいただとは思いますが、この高齢者と障害者の格差解消のために、ぜひこれからも頑張っていた

ければありがたいと思います。

それから拠点関係について、大きい入所施設や相談を持っている事業所には情報が来るけれども、なかなか一般の事業所と同じ場で話ができないです。また、例えば話ができるところで、今非常に基礎体力が落ちてしまっている中で協力しろと言われても、協力したいのは山々だけれどもなかなか現実はついていかないというご指摘だったかと思います。

特に障害支援課に回答は求めませんが、ぜひそういう状態をご理解いただいて少しでも解消できるように動いていただければありがたいかと思います。

(三石委員)

中身に関してではないのですが、今回、岩槻地域部会の報告についての回答ということで丁寧に使っていただいたなと思いました。今後、地域部会が各区で始まっていく中で、同じように自立支援協議会に報告して、意見をもらうような流れになっているかと思いますが、そうすると一区一区ではなく、地域部会として各区の課題や市全体の課題を取りまとめて、協議会で報告、提案してもらうこともいずれは必要になっていくのではないかと思います。そのあたり、事務局で何か考えてらっしゃることがあれば教えていただきたいなと思いました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。そうですね。事務局の方としてはいかがでございましょうか。

10区全部に地域部会ができてベストな状態が完成した時に、こういう形で10区それぞれにバラバラに出てきても大変でしょうという意味です。報告だけで自立支援協議会が終わってしまうので、現時点で何か考えておられるかというご質問のようです。

(事務局)

三石委員のアドバイスありがとうございます。

確かに今は岩槻区、中央区の地域部会二つでございますけれども、今後、地域部会が増えていくにあたって、当然そこから紡ぎ上がるご意見も増えていくと考えております。

その一方で、現在地域部会が増えていく過渡期とも捉えておまして、様々試行錯誤をしながら、何らかまとまった形で本協議会に上がるような方法を考えるなど、検討して参りたいと考えてございます。以上でございます。

(三石委員)

はい。ありがとうございます。また二区なので大丈夫ですけど、今後検討ということであれば、その辺も一緒に考えていければと思います。

(遅塚会長)

そうですね。絶対何かが必要ですね。ご指摘のとおりかと思います。  
いかがでしょうか。長岡委員お願いします。

(長岡委員)

岩槻の地域部会に参加している立場としては、本当に丁寧な回答をありがとうございます。やはり私も三石委員のおっしゃるように、これが毎回となると大変かなと思いました。

それから、読んでいて少し違和感があったのですね。とても丁寧な表現で返していただいているのですが、発障協などの団体で予算要望した時の回答に近い表現だなと思ひまして。予算要望の時は確かにテーブルのこちら側と向こう側のような構図になってしまうので、お互いにそういう言い回しをするのかもしれないですけど、岩槻の地域部会は同じ市内であって、しかも親会のような協議会に報告するという感覚でもあるので、もっとぎっくばらんに普通な感じでも良いのではないかという気がしました。最初の回答にも、できる範囲で協力して参りますと書いてありますけれども、頑張りますと言ってくれば、多分それだけで腑に落ちるというか、納得できるものが多々あるのではないかと思います。

山口委員からもありましたけれどコロナに関しては、やはり情報が欲しかったんですね。実現できるかできないか分からない段階では障害支援課も動けなかったというのは、私も度々相談している中で分かる部分ですけど、周りの、岩槻限らず色々な事業所から、「市はどこまで考えてくれているんですか」という声が結構あるんです。

実現できるかどうかではなく、こういうところを目指して今動いているというのが、どのような形でもいいから漏れ伝わってくるだけで、動いてくださっているんだなと感じるだけで、現場は安心できるのかと思いますので、まだコロナが収束しているわけではないので、情報発信をお願いしたいと思います。

もう1点、③相談支援専門員に関して、情報提供も兼ねてですけど、昨日埼玉県の方と打ち合わせがありまして、今埼玉県では相談支援専門員とサービス管理責任者の養成研修を委託でやっているのですが、2つとも指定にするそうです。ただし、県庁内の部の中でも協議をして、委託は委託で残すそうです。委託を残しながら指定もするとすると、簡単に手は挙がらないと思いますけれども、ただ指定になれば色々な業者も出てくるかもしれないですし、社会福祉法人で手を挙げるところも出てくるかもしれないです。

例えばサービス管理責任者の更新研修というのは、地域で小規模で、顔の知っている人達でできるような内容です。例えば基幹相談センターや協議会にも指定できるのかと聞いたところ、県は、要綱には書いていないですが、それはできる方向で調整したという話がありました。

実際、相談の研修の中身を私は分からないのですが、かなりボリュームがあるので厳しいかもしれないですけど、サービス管理責任者の研修の一部は、例えば岩槻の顔ネットや地域部会を使って実施できるかもしれないなど。或いはさいたま市全域でこの自立支援協議会

等を活用した取り組みもできるかもしれない。拠点の5つの機能の中の、人材育成に関する部分について、この指定がもし協議会でできるのであれば、また少し変わってくるのではないかと思います。

今正式には県のホームページに要綱が出ているようです。今の、協議会でも指定が受けられるかどうかというところは、お話し時点では確実ではなかったので間違えているところがあるかもしれないですけど、一応そういう情報があったのでお伝えします。以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。県が実施している委託のキャパシティが足りなければ、指定方式で実施してしまえば、その代わり受講料が上がってしまいますが、ないよりはいいですからね。貴重な情報ありがとうございます。

それから前半の部分で、団体交渉の回答ではないのだからというご指摘がありましたけれど、私回答する側の気持ちもよく分かったものですから。要望を出している側としては、文書で返してもらっていることは非常にありがたい部分もあると思います。ただ逆に言うと、文書で返ってくるということは、どうしても口頭での回答のように頑張りますとは返せないものでもあります。おそらく、文書での回答も欲しいというとは別に、もっとぎっくばらんな意見交換が両方あったらいいのだろうと少し思いました。事務局の回答ではなく私がここでこんなことを言うのはおかしいのですけれど、どうしても文書の回答には限界があるというのは現実にあると思います。

すみません、時間がもう過ぎてしまっておりますので、そろそろとします。8月31日の相談支援部会へ送っているものが2つほどありますが、そのうちの1つは地域生活支援拠点についてというテーマですので、先ほど議論になったものと一緒ですから、それは8月31日の相談支援部会という検討の場でやるのか、それとも色々な人に入っていて別で話し合いをしたいという中でやるのか、そのあたりご検討いただければと思います。

それでは議題は以上です。すみませんが大分飛ばしてしまったので、全ての議題含めて、何かございますか。長岡委員お願いします。

(長岡委員)

日中サービス支援型グループホームの議題で、グループホームのバックアップの話があったかと思います。かつてはグループホーム設置の要件で、入所施設のバックアップが必要でしたが、今おそらく法的にはその根拠がなくなっているものの、さいたま市は入所施設にバックアップしてもらってくださいという案内を必ず出しています。それはやはり地域と全然接点のない事業所が現れたら心配だからというところなのかと思います。

冒頭の事務局のお話にあった、日中サービス支援型グループホームは地域に開かれたグループホームだということも同じ理由だと思いますが、ただ、入所施設の側で頼まれる側に見ると、素性の分からない団体にバックアップしてくださいと言われても、どこまでバツ

クアップできるかとなると、かなり怖いですね。実際断ることもありますし、ここまでしませんがよという線引きをすることもあります。クラスターが発生した時に、お互いに職員  
の派遣をしますなんてことは多分有り得ないと思います。

そういう意味では、もしグループホームにバックアップが必要なのだとしたら、入所施設  
がやるよりは、岩槻だったら地域部会や顔ネットのような、地域のバックアップに切り換えて  
いけないといけないのではないかと思います。

まさに日中サービス支援型グループホームもそうですけれど、地域に開かれているとい  
うところが質にも繋がるし、その事業所を孤立させないという意味でも、実質的なのかと思  
います。入所施設の立場でいうと、結構困ってしまう話なので、これを機にぜひ検討してい  
ただきたいと思います。

それから、先ほど運営法人に質問した時に、こちらが期待していたような返答がなかった  
ということは、新設するグループホーム側にもきちんと伝わってないのかなという気がし  
ます。ですから、先ほど面的整備の時にもお話ししましたが、地域にバックアップを見  
つけてくるという意味や目的を、新設のグループホーム側に、市から分かりやすく伝えてい  
ただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。そうですね。

すみません最後に。日中支援型グループホームは今回も30人定員で、隣接地と言いな  
がら同一敷地内に日中サービスを持っていると考えたときに、作りを見ていて、日中過ごす場  
所が中の食堂であるとする、明らかにもうミニ入所施設でしかない存在なので、グループ  
ホームの本来の趣旨を考えると少し悲しいところがあります。

地域に繋がっていくことが大変必要なもので、地域部会が10区に広がった時には、必ず地  
域部会に参画することなどを行政指導として一文付け加えて、指定の時に出していただ  
ければと思います。長岡委員ありがとうございました。

それでは議事は以上です。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

本日は貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。

今後のスケジュールに関しての事務連絡をさせていただきたいと思います。

次の協議会のスケジュールですが、11月15日(月)に開催する予定で考えております。  
詳細は協議会が近づいたらご連絡させていただきたいと考えておりますけれども、コロナ  
の状況等もありますので、開催方法も、今後も継続してオンラインの方がよろしければその  
ように進めさせていただければと思います。

また、今後も委員の皆様のご協力のもと、審議の方進めて参りたいと考えておりますので、  
どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

(遅塚会長)

はい。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして第 1 回さいたま市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。

申し訳ありませんが、事務局の方には、日中支援型の隣接、或いは実質的な同一敷地内の生活介護があることについての市としての見解をご確認いただきたいということと、拠点事業についての何らかのWG的なものをどうしていくかということの2つについて決めて、またお話をいただければと思います。

それでは皆様今日は本当にありがとうございました。お疲れ様でした。

以上